**老齢厚生年金の支給の繰上げ制度**

　　　現在、60歳で定年退職しても、原則、支給開始年齢に達するまでの間は老齢厚生年金を受給することができません。

　　ただし、60歳に達した日以降は、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求

をした場合は、「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受けることができます。

　　この年金は、請求があった日に受給権が発生し、その請求があった日の属す

る月の翌月分から受給することができます。

**(1)　繰上げ支給の老齢厚生年金の額**

繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその者の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、１カ月あたり0.4％減額されます。（昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率が0.5％）

|  |
| --- |
| 繰上げ支給の老齢厚生年金額＝老齢厚生年金額－（老齢厚生年金額×4/1000×繰上げ請求をした月から生年月日に応じて受給権が発生する年齢に達する月の前月までの月数） |

**(2)　繰上げ支給の老齢厚生年金の請求にあたっての留意点**

○　繰上げ請求後はその決定を取消すことができず、終生減額された年金額になります。

○　繰上げ請求後は障害の状態に該当するようになっても、障害基礎年金を請求することができません。

○　**繰上げ請求をする場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。**

○　繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。

○　繰上げ請求後の老齢厚生年金も、在職中や厚生年金適用事業所に再就職している場合は、年金の一部または全額が支給停止となります（老齢基礎年金は支給停止になりません。）。